



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外19名

被告 群馬県知事外1名

原告準備書面(9)の概要

2006(平成18)年12月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 福田 寿 男



- 1 原告ら代理人は、次のとおり、原告準備書面(9)の概要をご説明いたします。
- 2 ハツ場ダム建設により多くのものが失われます。それは、環境影響評価がなされていないことに原因があります。  
環境影響評価、環境アセスメントは、環境に著しい影響を与えるおそれのある行為の実施・意思決定に当りあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮しようとするものです。✓
- 3 そしてそれは、制度化されている場合は勿論のこと、そうでない場合であっても、事案に即して条理法上の義務として要求されます。かつ、やればよいということではなく、適正になされる必要があります。この理は、四日市公害裁判や日光太郎杉事件においてなされた判決等の積み重ねによって確立されているものです。✓
- 4 実際、ハツ場ダム建設事業においても1985年に環境影響評価がなされています。しかしながら、その調査も内容も全く不十分・不適切であると言わざるを得ないものです。以下ダム建設で永遠に失われてしまうものとの関連でこの点を確認いたします。✓
- 5 まずダム建設により、ダム周辺住民の生活環境が失われてしまいます。ここには鎌倉時代からの歴史がある自然豊かな川原湯温泉が存在します。✓

- 6 JRの川原湯温泉駅を降りると温泉街の入口のアーチがあり、道沿いに風情のある温泉宿が並んでいます。これらはすべてダムの底に沈んでしまうのです。✓。
- 7 建設計画においては、川原湯地区、川原畑地区全戸はじめ340戸が水没しますが、その住民は山の中腹に代替地を造成して集落ごとに移転する「現地ずり上がり方式」により移転することになっています。これは全く違う地域に移転するよりましというものですが、実際には非現実的であるばかりでなく、分譲価格も著しく高額で用地買収も進まず、温泉街は全く魅力を失ってしまいます。既に川原湯温泉は、201戸が90戸足らずに減っているのです。本来、生活環境について環境影響評価を行い、ダム計画を中止すべしという結論を導くべきでした。✓
- 8 実際に現地でみると、そのことがよくわかります。移転先の小学校には危険な崖がせまり、町自体、山の中腹をけずって作られるのです。✓
- 9 次に当然のことながら自然環境が失われます。特にイヌワシ、クマタカなどの希少野生動植物の喪失が重大な問題です。✓
- 10 ここには、国の特別天然記念物のニホンカモシカ、絶滅危惧種のイヌワシ、✓クマタカ、✓危急種のオオタカが生息しています。✓
- それではこのような地域においてはどのような点が配慮されていなければならないのでしょうか。その指針として、生物多様性条約と種の保存法の観点の考え方から検討しなければなりません。✓
- 11 生物多様性条約は、1993年に批准されましたが、個別の種や特定の生態系に限らず、地球規模の包括的な生物の多様性そのものを保護するもので、その帰結として、日本政府は国際的義務としてダム建設予定地周辺地域の生物多様性を保全する義務を負い、条約に基づいた環境影響評価がなされなければならないのです。✓
- 12 ところが八ツ場ダム事業における自然環境調査は、継続されているものの、数年単位の継続的調査がなされず、植物分布調査やコウモリ調査でさえ明らかに不十分で、さらに生物多様性の破壊についての調査・検討はなされていません。これは生物多様性条約14条1項に違反すると言わざるを得ないものです。✓

- 1 3 また八ツ場ダム事業の継続は、種の保存法にも違反します。種の保存法による国内希少野生動物種として鳥類ではイヌワシ等5種の生息が確認され、そのうち4種は繁殖も確認されています。このまま適切な保全措置が講じられないままダム工事が進行すれば、これら指定種の営巣放棄を招来することになり、それは捕獲・採取・殺傷又は損傷を禁ずる種の保存法9条に違反する行為となるべきです。✓環境影響評価は、本来、このような結果を防止するためになされなければならないのです。✓
- 1 4 次にダム建設は、美しい景観も失わせます。八ツ場ダムは吾妻溪谷の途中にダムサイトを作ろうというものです。吾妻溪谷は、関東の耶馬溪とも呼ばれ、四季折々の美しい溪谷美を見せてくれます。✓
- 1 5 1985年評価書は、「吾妻峡の一部は水没することとなるが、下流部の景観は残されることから、自然景観への影響は問題ない。」とするのみです。これ以外に調査検討した形跡はなく、条理法上の環境影響評価義務を果たしていないと言わざるを得ません。そしてわずかに記載されているこの評価自体、妥当なものではないのです。✓
- 1 6 その悪夢は、既に県内の下久保ダムにおいて現実のものとなっています。✓これは「自然景観への影響が問題ない」結果と言えるでしょうか。岩肌と流水があってこそその溪谷美なのです。✓
- 1 7 もう一つ、八ツ場ダム特有の問題として、水質の問題に触れなければなりません。八ツ場ダム上流には温泉や硫黄鉱山採掘跡地があり、それらから強酸性水が混入し、それが残存してしまうのです。また富栄養化による水道水の異臭・トリハロメタン問題があります。✓
- 1 8 強酸性水が混入するため、中和しなければその水を利用することはできません。草津温泉下流に中和工場が設置されていますが、それにより、水は白濁しています。これでもすべては中和されないのが現実です。
- また、発生した中和生成物は品木ダムで沈殿されますが、湖水は白濁して醜いうえ、常時沈殿物の浚渫が必要となっています。✓
- 1 9 また、富栄養化の問題は、吾妻川上流部には草津温泉等の多くの観光地や孀恋のキャベツ畑、大規模な牧場等があり、これらから数十万都市に匹敵する栄養塩類が流入することによって起こります。これは1つには流水が溜

まり水に変わることにより植物プランクトンの異常増殖が進行し、異臭の発生につながり、2つには有機物が水道原水に加えられた塩素と反応して発がん性の疑いのあるトリハロメタンの発生につながるのです。

結局、八ツ場ダムが完成したとしても、ダム湖水は植物プランクトンの増殖で緑色となり、悪臭が発生するなど、環境上も景観上も無残なものとならざるを得ないのです。水質問題についても適正な環境影響評価はされていないのです。✓

20 以上みてきたように、八ツ場ダム建設事業は、条理法上及び生物多様性条約に基づく、事案に即した適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠って違法な事業と言わざるを得ません。そしてまたこのように違法であることが明らかな事業について、費用の負担を求める国土交通大臣の納付命令が著しく合理性を欠くことは明らかです。✓

21 したがって、このような納付命令に基づき、本県の執行機関が漫然と負担金を支出する行為は、財務会計上の誠実義務に反する違反行為であると主張する次第です。

以上

## ハッ場ダム建設で失われるもの

ハッ場ダム住民訴訟 群馬

- 治水、利水上の必要性がない、地盤の危険性対策が不十分、のほかに、環境・景観・住民の生活の悪化が問題。
- それは、環境影響評価が欠けているから。

## 日光太郎形事件判決

環境影響評価は、制度化されていない場合でも、条理法上の義務として要求されている。

(山村恒年 教授)



ハッ場ダム環境影響評価書

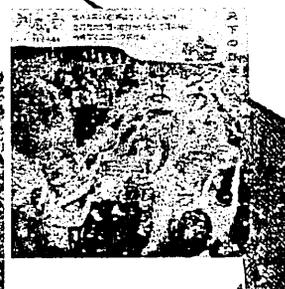
## 1985年の環境影響評価

1985年に形だけの環境アセスメントが実施された。

建設省関東地方建設局

## 川原湯温泉

鎌倉時代からの歴史がある、自然豊かな川原湯温泉



風情ある川原湯温泉



## 水没予定地の代替地を希望する世帯数

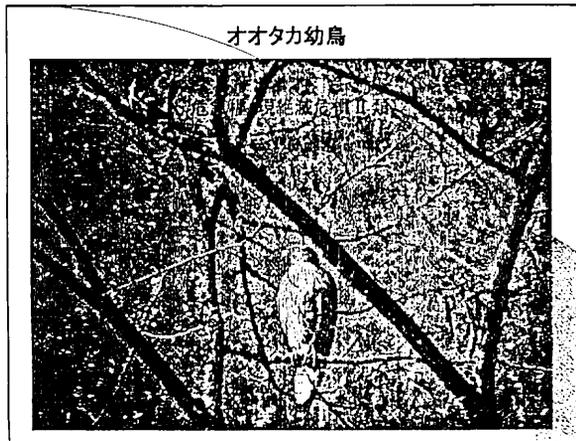
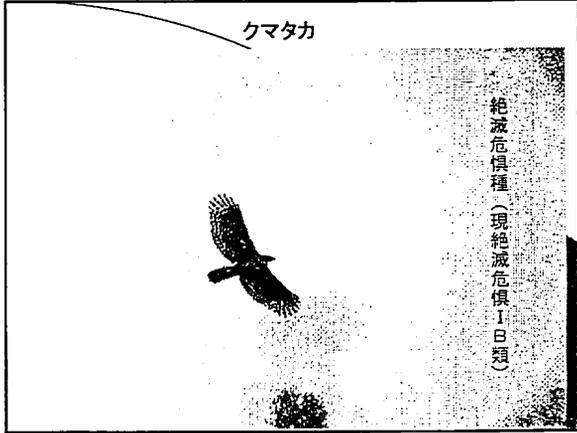
年	1979年	2000年	2003年	2005年	2006年	代替地希望
川原畑	79	95	70	27	26	17
川原湯	201	161	150	93	73	36
林	103	108	102	96	99	22
横壁	47	62	54	45	51	16
長野原	392	321	312	308	307	38
計	822	全水没地域	69	556	556	129

\* 1979年の数字は群馬県調べ、



**建設予定地の豊かな生物相**

- 植物・・・絶滅危険性あるもの  
● カザグルマ、ヤマシャク、ウメ  
● サクラソウなど9科12種
- 哺乳類・・・特に希少種の  
● ホンドモモンガ、ヤマネ、  
● ニホンカモシカ



第1章 環境調査

**工事事務所の調査報告**

「環境対策の充実に向けた各種調査」  
などは、環境対策としておざなりで、実効性が小さなもの。

生物多様性条約 第14条

第一四条 影響の評価及び悪影響の最小化

1 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。

(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響を評価し、その結果を計画及び政策の決定に反映させること。

(c) 締約国は、自国の管轄下にある区域又は自国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。

(d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他の国の管轄の下にある区域又は自国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。

●調査報告書の冒頭

調査契約期間が短く、また生息調査に適さない時期だったので、満足のいく調査とはならなかった。...

種の保存法9条に違反

適切な保全措置が講じられないままダム工事が進行することから、これら指定種の営業放棄を招来するのであり、それは捕獲・採取・殺傷又は損傷を禁ずる種の保存法9条に違反する行為となる。

環境影響評価は、本来このような結果を防止するためのもの。

失われる景観

(秋)

(中村庄八氏の資料)



環境影響評価書

八ッ場ダム環境影響評価書

「吾妻峡の一部は水没することになるが、下流部の景観は残されることから、自然景観への影響は問題ない。」と評価

名勝 三波石峡



### 三波石峡の無残なすがた



吾妻渓谷を、こうしてはならない！！

### ハツ場ダムが引き起こす水質の悪化

- 温泉、硫黄鉱山採掘跡地等からの強酸性水の混入・残存
- 中和のために薬品を投入
- 富栄養化による水道水の異臭・トリハロメタンが発生

20

### 強酸性水を中和工場・ダムで処理 しかし PH 5では鯉もすめない



沈殿池の品木ダム

### 中和工場から薬品を投入



21

### ダムでトリハロメタンが発生



流水がたまり水になると、植物プランクトンが異常増殖し、異臭物質が生産され、有機物となる。

有機物が水道原水に加えられると塩素と反応して臭気性の強いものがあり、トリハロメタンが生産される。

- ハツ場ダム建設事業は、条理法上及び生物多様性条約に基づく、適切な環境影響評価が実施されていない、違法な事業である。
- 違法であることが明らかな事業に、費用の負担を求める国土交通大臣の納付命令が合理性を欠くことは明らか。

23

### 結 論

合理性を欠く、国の納付命令による群馬県の負担金支出は、財務会計上の誠実義務に反する違法な行為である。

END 24